

平成29年9月定例会 常任委員会

企画環境委員会

| | |
|--------|--|
| 委員長名 | 山田平四郎 |
| 委員会開催日 | 平成29年9月28日(木)、29日(金) |
| 所属委員 | 〔副委員長〕 宮川政夫 〔委員〕 橋本徹 小林昭一 高野光二 古市三久 高橋秀樹 吉田栄光 神山悦子 青木稔 |



山田平四郎委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…4件
[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)
- (2) 議員提出議案：可 決…2件
[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)
- (3) 請 願：採 択…1件
[※請願はこちら](#)

(9月28日(木) 生活環境部)

神山悦子委員

生5ページの特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金の予算は100億円であり、今回の補正予算の多くを占めている。

このエコテック関連の事業はようやく進んできたが、100億円を富岡町と檜葉町に配分するに当たり、どのような形で割合を決めたのか。

中間貯蔵施設等対策室長

両町が長期にわたり振興策に取り組むとのことで、事業受け入れに当たっての両町の負担と、地域振興策、風評対策の事業規模、両町の人口指標などを勘案して両町と協議し、富岡町に60億円、檜葉町に40億円を配分した。

神山悦子委員

檜葉町の住民からいろいろな意見があったと思うが、どう調整したのか。

中間貯蔵施設等対策室長

さきに述べたように、事業受け入れに伴う両町の大きさなどの要素を勘案し、それぞれ総合的に地元調整を行い、60億円、40億円と配分した。

神山悦子委員

特に檜葉町では廃棄物の運搬について、いろいろな心配があるとの意見があった。そこは協議済みと思うが、引き続き丁寧な対応が求められている。予算を配分して終わりではない。

最終処分場になることを踏まえて、両町に対する支援が必要である。住民への丁寧な対応を求める。

吉田栄光委員

私は地元であるため、特定廃棄物の埋立処分場の確保について両町からさまざまなことを聞いている。両町はさまざまな地域振興策を考えており、この100億円は事業を積み上げた額である。両町の住民が大きな不安を抱えている中で、このような形で国、県に協力をしてもらったと考えている。

どうか今定例会で予算を通して、両町の地域振興に速やかに活用できるようにしてほしい。県も早い段階で両町と調整し、地域住民と協力して進めてほしい。

橋本徹委員

60億円と40億円の配分理由を両町民から聞かれることがある。私も吉田委員も丁寧に説明していくが、県でも配分理由を引き続き丁寧に説明してほしい。

生3ページの性暴力等被害者支援事業である。県がSACRAふくしまに新たに参画した。SACRAふくしまが設立されてから5年近くになると思うが、今回参画した理由を聞く。

男女共生課長

委員指摘のとおりSACRAふくしまは、(社)ふくしま被害者支援センター、福島県産婦人科医会、福島県警の三者で平成25年3月に設立された。今回、より被害者に寄り添った支援をするため、産婦人科医会や県警から県に参画要請があった。今年度、内閣府で性犯罪・性暴力被害者支援交付金が事業化されたこともあり、被害者支援充実のため、県と県教育委員会が参画した。

橋本徹委員

県はどの程度かかわるのか。県の立ち位置を聞く。

男女共生課長

(社)ふくしま被害者支援センター、福島県産婦人科医会、県警察本部の三者に加え、新たに県と県教育委員会が参画した。県の役割は、市町村職員、NPO等関係団体に対する研修、性暴力被害者支援に関する広報啓発である。県教育委員会の役割は教職員に対する広報啓発、児童生徒に対する被害防止教育である。

神山悦子委員

具体的な支援策を聞く。

男女共生課長

今回、議案として提出したのは2点である。両方とも、さきに述べた性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用する。1点目は、恥ずかしい、自分が我慢をすればよいとの思いから被害を訴えられない女性や相談場所を知らない女性が多いので、市町村職員、NPO職員、女性関係団体職員等が身近にいる被害者に気づき、適切に対応するためのマニュアル作成である。

2点目として、性暴力の被害者は警察に相談すれば医療費等が公費負担となるが、恥ずかしいなどの理由で警察に相談

できない被害者は医療費等が全て本人負担になっているため、そのようなことがないように、何らかの事情で警察に相談できない被害者に対しても、県が医療費の一部を支援する事業である。

神山悦子委員

被害者が負担していたものの一部を公費負担にするとのことだが、その場合被害者の負担はどうなるのか。

男女共生課長

基本的には初回の検査、処置費等は全額県の委託料で支援する。性感染症のように少し経過しないとわからないものは、初回の受診以外でも支援対象になる。

神山悦子委員

せっかくそういった法律もできたので、医療費助成も含めて周知徹底願う。

高野光二委員

生2ページで管理運営費として76万4,000円を計上している。これは産休代替の臨時職員の予算とのことである。産休とは産前産後の期間であると思うが、どの程度の期間を想定してこの予算額としたのか。

生活環境総務課長

臨時職員の雇用期間は、産前産後8週間、約3カ月と想定している。

高野光二委員

産前産後8週間で約3カ月とは余りにも短過ぎるのではないか。

生活環境総務課長

産前産後8週間だと4カ月ぐらいだが、4カ月丸ごとではなく、3カ月プラスアルファと想定している。

高野光二委員

3カ月プラスアルファで76万4,000円とのことだが、時給にすると幾らか。

生活環境総務課長

予算上、日給7,590円プラス通勤手当相当額76日分と共済費を見積もっている。

古市三久委員

廃棄物処分場の件だが、60億円と40億円の配分理由がよくわからない。

檜葉町の道路から富岡町に搬入するが、その迷惑料として計算したのか。それとも、富岡町と檜葉町がそれぞれ行いたい事業を積み上げて計算したのか。考え方はいろいろあるので、両町の負担を総合的に勘案した結果このような割合になったと言えば済んでしまうが、個別にどういった判断をしたのか具体的に聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

これまで述べたように施設の立地は富岡町、搬入道路及び関連施設のセメント固形化施設は檜葉町などとなっており、

県として事業受け入れの負担がそれぞれあるとの考え方を示してきた。両町それぞれの意見もあるので、そういったことも含めて協議してきた。

一方で、この交付金の目的は今後の地域振興、風評対策を両町が主体的に実施していくことなので、県と両町で事業規模などについて考え方を整理してきた。両町の意向も聞きながら総合的な調整を行い、最終的に富岡町に60億円、楢葉町に40億円の配分となった。

古市三久委員

言っていることはわかるが、具体的ではない。総合的に判断したとのことだが両町の力関係なのか、事業費を積み上げてより多いほうに配分したのかよくわからない。

風評被害の事業費は、具体的にどのような割合か。

生活環境部次長（環境保全担当）

全体として室長説明のとおり総合的に勘案した結果だが、その協議過程で両町に示した計算について述べると、まず全体で100億円のうち、両町の施設と搬入路の影響はどちらにも等しくあるとの考え方から、50億円を両町に均等に配分するものとした。

残りの50億円について、地域振興策や風評対策等の事業化に当たっては、一部の地区ではなく両町全体に影響があるとの考え方で、震災当時の両町の総人口で案分する計算を両町に示し協議した結果、さきに述べた配分額となった。

古市三久委員

少し具体的になった。残りの50億円について両町で協議した結果、さきに述べた配分になったのか。

生活環境部次長（環境保全担当）

両町の今後の事業展開を考え、残り50億円は両町の人口比で案分する計算である。

吉田栄光委員

只見線については大変御苦労だった。

富岡興業（株）の川俣町ののり面の件は非常に遺憾である。ただ、住民の不安を考えると、県が監督員の件も含めて検証し、このような形で委員会に報告したことは受けとめたい。

今後どのような形で地域住民の不安を払拭し、工事を進めていくのか。

産業廃棄物課長

富岡興業（株）ののり面の侵食状況と地域住民の不安払拭についてだが、のり面の侵食については部長説明のとおりである。現在改修工事に向けて測量設計等を進めており、作業は大詰めの段階で間もなくでき上がる。

二度とこういった事態が起きないように能力、知識、技術のある監督員を配置し、しっかりとした設計をしているところなので、設計ができれば速やかに改修工事に向けて手続を進めていきたい。

場所は川俣町山木屋で、口太川の下流域は二本松市となっているため、川俣町、二本松市の住民が非常に心配している。まずは各役場に状況を説明した上で相談しながら、必要があれば住民説明会等を行い、県の事業に理解を得る努力をしていきたい。

吉田栄光委員

住民の不安を解消しながら維持管理をして、最終的には安全な設計で竣工させていくことが一番よいことなので、二度とこのようなことがないように願う。

次はイノシシ被害である。私の地元、浪江町の馬場町長から、避難区域が解除になってから、イノシシが町を歩き回る状況がテレビで放映されたりして、首長や町民は不安を感じていると聞いた。企画環境委員会では、毎回イノシシの捕獲と処理について議論してきたが、今回の定例会で一定の方向性を出してほしい。今すぐ方向性が出せないのであれば、捕獲を含めた今後の処理のスキーム等について、国と県で力を合わせて積極的な対策をしてほしい。

説明資料でも前回より踏み込んだ説明があったが、より詳しく説明願う。また、このことについての覚悟を聞く。

自然保護課長

イノシシは、捕獲が非常にふえてきたことに伴い処分が課題になっていた。そこで6月定例会において、地域の实情に応じた処分方法を構築して年内をめどに県としての方向性を示すと述べ、これまで関係課と協議し調整を進めてきた。

きのうの本会議で、二本松市において関係機関の協力を得ながら実証事業を進めていると答弁した。解体、運搬業務を外注した場合に捕獲者の負担軽減が可能かの実証事業を進めるため、現在、一般競争入札で公告し業者を公募している。

それに加えて、環境省が避難地域に設置した仮設焼却炉の有効活用を考えている。イノシシは一般廃棄物になるので、一般廃棄物課と連携し、環境省に対してイノシシを仮設の焼却炉で処理できるよう働きかけてきた結果、環境省から新たな処分の方策を検討しているとの回答を得た。委員会では2年前に北海道のエゾシカ処分場を視察したと思うが、同じような方法での処分を考えている。具体的には焼却の前処理として、捕獲したイノシシを発酵処理する仕組みを導入し、小さく砕いて、仮設焼却炉で焼却する。環境省ではこの方策の有効性について検証作業を年内に行う予定である。

委員指摘のとおり、浪江町は国、県に対して、処分方法の確立に向けいろいろと詰めることを要望している。今後、浪江町等で事業を実施するに当たり、財源を復興庁、環境省と調整していく必要があるが、環境省の意向が示されたので、連携して処分を進めていきたい。

イノシシの処分は、市町村から何とかしてほしいとの要望が寄せられているので、県として地域の实情に応じた複数の方策を実証しながら市町村に提示して、広域自治体としてしっかり汗をかいていきたい。

吉田栄光委員

遅いと言いたいが、イノシシの処分に関する最近の委員会答弁では一番よかった。今の答弁のとおり県と国でよく協議し早急に対応して、イノシシの捕獲、処理等を進めてほしい。期待している。

小林昭一委員

只見線について謝意を表す。JR東日本と基本合意に基づき施工協定を締結したとのことであり、事業費の総額、工事期間等を盛り込んだとのことだが、内容について踏み込んだ説明を願う。

生活交通課長

施工協定の内容だが、復旧工事の内容及び施工区分について、基本的にJR東日本がみずからの事業で復旧することを定めた。基本合意書では、費用全額を記載しておらず、工事期間を示していなかったが、施工協定では、費用は81億4,500万円で、平成33年度中に工事を終えることを盛り込んだ。費用については6月の補正予算で債務負担行為を設定した額と同額であり、補正予算を組んだことによって施工協定を結ぶことができた。その他、県や地元市町村と協力して工事を行うことや、工事に当たってのいろいろな条件等を定めた。

小林昭一委員

6年間の休業を経ているので平地の線路が痛んでおり、大丈夫かと思う箇所が見受けられる。線路が完全に草で覆われているのは当たり前であり、除草剤をまけば線路は見えてくるだろうが、線路自体も年期が入っている。復旧工事の当初設計の段階で、その対処費用は入っているのか。

生活交通課長

概算を出す際にもJR東日本は現地に足を運んだ。部長説明のとおり詳細設計に当たっては経年劣化部分を踏まえて調査する。JR東日本関係者に聞いたところ、81億4,500万円を上回るとはほぼないとの見込みだが、詳細設計の進捗に合わせて確認していきたい。

神山悦子委員

フォローアップ除染が実証実験の段階から進まない。国直轄除染の部分、市町村除染の部分があるが、何件、何カ所について実施したのか。

除染対策課長

除染特別地域、国直轄のエリアと汚染状況重点調査地域、市町村エリアで分けて述べる。除染特別地域の市町村数は、7月末現在で大熊町と双葉町を除いた9市町村である。汚染状況重点調査地域のフォローアップ除染は相馬市で終了し、南相馬市では現在行っている。

件数についてだが、今の段階では除染特別地域の計数的なデータはない。汚染状況重点調査地域は、相馬市が9戸、南相馬市が130戸である。

神山悦子委員

フォローアップ除染は実証実験ではなく早期に本格的に始めてほしい。特に国直轄除染の場所は結構線量が高い。帰還に直接かかわるので、いつまでも実証実験をしていないで、きちんと除染を行うべきである。5,000カ所近くで行っているとの話を聞くが、もしわかれば数字を明らかにしてほしい。

市町村から国に対する要望として、実施基準を明確にしてほしい、個別の協議ではなく市町村の判断で除染を行いたいとの声があるが、県はどう考えるか。

除染対策課長

フォローアップ除染の手順だが、市町村エリア、調査エリアについては、本格除染終了後、半年～1年経過後に線量をはかって手続を踏んで行く。国のエリア、直轄エリアについては、本格除染後に、半年～1年を待たずに線量をはかって、高い場合にはその都度取り組む。市町村エリアより線量が高い前提でしっかりと取り組んでおり、数千件規模と聞いている。

実施の手順について、県も国に再三要望している。今は市町村が逐一国に協議し、その協議が調ってからようやく除染を実施できる。これまでの知見や実績を積み上げながらルール化して、協議をすることなく独自に市町村が判断できるようにこれまでも要望しており、これからも求めていく。

神山悦子委員

国もそうだが、市町村も実績を積んできている。協議を始めて1年～1年半の間に線量が下がるかもしれないが、それを待ってはられない。復興期間が終わってしまったのでは意味がない。市町村の要望に応える形で県が間に入り、除染をスピードアップできるように、はっきりと国に言わなければならない。

次は除染事業にかかわる不正事件である。最近でも9月末に暴力団がかかわった事件があった。また、報道によると、安藤ハザマは自分たちにはミスがないと述べており、反省が見られない。そのことも含めて、除染をめぐる不正に対して県はどう対応しているのか。

環境回復推進監

除染事業で複数の不正が出ていることについては、非常に遺憾である。公共事業から社会的な暴力集団を排除することは当然であり、事実をつかんで警察に調査してもらう。今回の事案は刑事事件化しているので、我々が深く関与するのは難しいが、こういった事案を踏まえて、発注者である各市町村に対し、注意喚起するとともに暴力団排除の原則について再度徹底する。

安藤ハザマは現在東京地検特捜部の案件となっている。我々も手元にある資料等を全て調査し事実確認を進めているが、肝心な部分は特捜部が証拠として押収している。金額的な部分について最終的な結論が出せる状況にはないが、安藤ハザマに対しては、疑いを招くことをしたとの思いは当然ある。ほかの受注業者に対しても、そういった不正を許さないという強い姿勢で臨む。国、市町村と連携しながら、現在繰り越して行っている除染についても、管理、監督をしっかり行うよう市町村の会議等で繰り返し周知している。

神山悦子委員

安藤ハザマは決着がついていない問題だが、これだけの問題でありながら余りにも不遜な態度なので、反省がなければ指名停止も考えなければいけないのではないかと。今後の対応も含めて考えを聞く。

環境回復推進監

委員指摘のとおり、不適正な事案であればペナルティーが必要と考えている。安藤ハザマの件では特捜部の捜査が進行中であるため、不正が確定すれば当然その事案に応じた指名停止等の処分をきちんと行い、整理をつけたい。

神山悦子委員

本会議で吉田英策議員が質問した、阿武隈地域の風力発電の環境アセスメントの関係について、その計画を改めて事業者から聞いた。2つだけでも大変だと思うが、3つの事業がある。半径4km圏内に住宅があると聞いているが、事業が複合になった場合にどのような影響があるかの例は余りないと思う。県の判断を聞く。

環境共生課長

本会議でも質問があったが、県が再生可能エネルギーを推進している関係で、風力発電事業がどんどんふえている。複合的な影響があるとの議論もあり、環境影響評価審査会で専門家の委員からもそういった意見が出ている。阿武隈風力発電構想は、既に北部から南部まで複数の事業が始まっているので、複合的な影響を検討するよう知事意見を出している。

いわき市遠野地区における3つ目の風力発電事業について、先日、配慮書の審査が終わったが、そういったことも知事意見等に反映していきたい。

神山悦子委員

ぜひ知事意見に入れてもらいたい。ちょうど6年前、3・11の1カ月後に湯ノ岳断層がずれて地震が起きたが、そういった場所につくって大丈夫なのか。

現計画では発電機は60基以上あり、今後は300基近くになる。太陽光パネルのように置くだけではないので、工事の影響はもちろん、つくった後にも影響がある。地下深く掘って発電機等を建てることを考えると土砂災害の心配もあるし、

遠野地区は湧き水等に頼る生活をしているので、そこにも影響がある。

環境問題は低周波音も含めていろいろなものがある。今進んでいるのは3つある計画のうち三大明神風力発電事業であるが、どういった意見が出ているのか。

環境共生課長

三大明神風力発電事業は、県の審査を終えて、現在事業者から最終的な段階となる評価書の提出を待っている段階である。

各事業とも手続の中で、住民等から計画について意見を得る機会が設けられている。具体的な意見は現在手元にないが、環境に影響がないよう願うとの意見が出ている。また、市町村、環境影響評価審査会の専門家からも意見を得ており、さらに県の関係各課による庁内連絡会議において審議している。環境アセスメントの関係課として、砂防に関しては土木部、森林保全に関しては農林水産部などの各課が構成員となり、当該会議で連携しながら適切に対応していく。

神山悦子委員

庁内連絡会議での各担当の意見を盛り込むべきである。土木部に土砂災害について聞いたが、危険箇所の指定は法律上の規制ではなく、配慮義務であるとのことだった。現地には保安林もあるので、土砂崩れがあった場合は土木部や農林水産部が対応することになる。県民の安全が脅かされることになるので、計画段階から環境に対する配慮をしなければならない。つくった後に大規模災害が起きないようにすることが大事である。市町村、地域住民からの意見をよく聞き、やむを得ない場合には計画をストップする必要がある。

私は再生可能エネルギーに反対ではないが、環境影響評価についてきちんとした対応をとらないと、つくった後に県が尻拭いをするようになったり、住民に不安や悪い影響を与えてしまう。それでは何のための再生可能エネルギーかが問われる。

今は特に大事な段階だと思っている。計画が大体でき上がったことでがんじがらめになってはいけない。住民の意見も踏まえてもっと慎重に進めてほしいが、庁内の対応についてどう考えているか。

環境共生課長

飲用水を所管する保健福祉部や大規模土地取引を担当する企画調整部など、幅広い部局による庁内連絡会議を構成して県の意見をまとめている。各部局からも活発に意見が出ており、積極的に取り入れている。

環境影響評価は、早い段階から地元の意見等を取り入れるために行う制度であり、地元住民と市町村に、積極的な意見を出してもらうように働きかけながら進めていきたい。

神山悦子委員

事業者の資料だと風車の高さはマリンタワーの数倍、郡山市でいえばビッグアイの高さであるので、相当高いイメージである。それが尾根伝いにつくられることになると、風のぐあいが変わる。そのあたりをよく見て明確な審査を進めるべきである。途中で意見を聞くシステムをうまく使ってほしい。

今後、風力発電の環境アセスメントを何カ所ぐらい行う計画があるのか、地域的にここだけではないと思うので、今わかっている範囲で聞く。

環境共生課長

風力発電の環境アセスメントは震災前から一部が始まっていたが、震災後に出された計画は19件である。

神山悦子委員

その19件はこれからなのか、既に終わっているものもあるのか。

環境共生課長

先ほど述べた三大明神風力発電事業が一番早く進んでいるが、まだ手続が終わっていない。終わっているのは現在工事を行っている洋上風力発電のみである。

古市三久委員

風力発電は低周波音、ストロボ効果、搬入路の造成による土砂の流出等いろいろな問題がある。風力発電を設置する動きが多い長野県では、県で設置する地域を選別している。本県も周辺に影響が出ない地域についてのみ認めるべきである。

いわき市から双葉郡に向けてかなりの数の風力発電が企画されているが、風力発電は安定した電源ではない。その地域の風速は5、6mくらいであるが、風力発電は風速が10m以上でないと安定した出力が出ないと言われている。5、6mでは計画の8分の1程度の出力であり、非常にロスが多い。再生可能エネルギーとしてよいのか非常に疑問である。土地を貸す人は利益があると思うが、風力発電の会社が倒産したら、20年後に誰が膨大な費用をかけて風力発電の設備を撤去するのか。

そういったさまざまな問題があるので、県はきちんとしたルールをつくって、人体に影響が出ない場所を選別して風力発電を認めることとしてほしいが、どうか。

環境共生課長

地域の選別について長野県に確認したが、大規模土地取引の担当部署が行っており、環境影響評価関連業務として行っているものではなかった。しかし庁内連絡会議では関係する部局が出席するので、そういった意見があったことは会議において伝える。

低周波音の関係だが、ことし5月に環境省から低周波音の取り扱いについて方針が出された。風力発電施設から発生する低周波音と健康影響については科学的に確認されていないが、騒音に関しては、風力発電所がない静穏状態からプラス5dBを超えないようにするとの方針が出されたことから、それに基づいて運用することになる。

古市三久委員

環境影響評価を行う部署であれば、環境がよいか悪いかを判断することになる。地域住民の環境にどういった影響があるかを調べることになると思う。

例えば風力発電所付近に住宅が何戸あるかなども関係してくる。年をとると高い音が聞こえなくなって相対的に低い音が聞こえるようになる。地域社会は高齢化しているので、風力発電の音については、非常に静かなところでかなりの音が聞こえることになる。風力発電が立地している地域で、夜は住んでいるところから離れて町場に家を借りて住み、昼間に帰ってくる人もいるようである。環境影響評価を厳密、厳格に行うべきではないか。長野県では大規模土地取引の部署が担当しているかもしれないが、環境影響評価は全くの無関係ではない。大規模土地取引の部署と情報共有をするなどして、本県での風力発電所の設置場所をきちんと選定すべきである。環境共生課は地域の選定に関係ないとの答弁であるが、関係課と協議して、県民、地域住民が安心して生活できるようにしてほしいが、どうか。

環境共生課長

低周波音については、昨年、同じく環境省から通知が出ており、風力発電施設から発生する低周波音と健康影響については科学的な確認ができないとのことである。一方で、科学的には評価ができない煩わしさ、英語でアノイアンスという

が、そういったものもあるとの考え方も示されている。知事意見においては、そのアノイアンスの影響も検討するよう意見を出している。

立地地域の選定に関する意見については、関係課による会議等で伝えていきたい。

高野光二委員

生活環境総務費の76万4,000円について一般的事項として再度聞く。

産休代替職員の予算との答弁だったが、期間は3カ月プラスアルファとのことであった。産前産後の休暇期間はもっと長いと思うが、産前産後の全ての期間をカバーしていないのか。

生活環境総務課長

今回の予算で計上しているのは、1週間に5日間の勤務で、産前の8週間掛ける5日で40日、産後の8週間掛ける5日の40日である。土日祝日を除くので76日で計算している。産前産後を全てカバーしていることになる。

高野光二委員

了解した。

子供を産み育てるのは、職場環境の面で女性はなかなか大変である。産前産後休暇のほかに育休制度もある。子育てのための休暇に対して、県は積極的に対応しているだろうが、女性が休みをとりやすい環境なのか確認したい。産休、育休の取得状況等について聞く。

生活環境総務課長

育児休業は子供が3歳になるまで取得できるので、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児に問題がないように取得する形を勧めている。休業期間中の在宅研修や各種の情報提供をしながら、復帰に当たって問題がないように対応していきたい。育休の期間中は育休任期付職員が配置される制度があることも説明し、育休を取得しやすい環境を整えている。

高野光二委員

産休、育休をとっている職員は何人か。

生活環境総務課長

生活環境部で育休をとっている職員は2名である。

高野光二委員

昨年度、ヨーロッパに海外視察に行った際に、取締役の4割を女性とすることを法律で義務づけている国があった。この中に女性が4割いるのが当たり前の社会である。それはなかなか難しいとしても、働きやすい職場づくりを目指してほしい。

次に、さきに吉田委員からもあったイノシシ対策についてである。

一定の方向性が見られた答弁だったが、鳥獣への対応では保護と駆除の両面がある。保護しなければ絶滅するが、一定の頭数を保ちながらも危険性がある鳥獣は駆除する必要がある。

保護頭数を縮小していく必要があるのではないかと。県の直接捕獲頭数は目標より多く、数が少なくなっているのも感じるが、まだまだ被害がある。またイノシシではないが、私も墓参りをした際に、猿が常時居座っている場所があった。猿の群れが小高区にいて、人に対して威嚇することがある。猿が直接人を襲うことは非常に少ないが、帰還する住民が少な

い地域では、猿に囲まれて生活をする状況である。積極的に捕獲、駆除することが求められる。

保護と駆除の考え方について現状に合った形で見直し願いたい、どうか。

山田平四郎委員長

猿についての質問か。イノシシについてか。

高野光二委員

両方である。

自然保護課長

野生動物との共生をどう進めているかであるが、熊の例が一番わかりやすい。熊の生息地域と、人間の居住地のすみ分けをしていくことで共生を図っている。

南相馬市原町区に出没している猿は、山から国道6号を越えて海側までおりてきていることが、農林水産部の調査でわかってきている。原発事故の影響がある地域について、今後どのようにしていくかが大事だと県庁内でも認識しており、農林水産部と連携し対応している。

イノシシについては、まだまだ被害が多く、減っている実感がないとの意見がある一方、猟友会からは、昨年度よりは数が少なくなり捕獲しづらいついて聞いている。農業被害額、目撃情報等いろいろなデータを集め、専門家の意見を聞き、計画がきちんと進んでいるか検証しながら取り組んでいく。

神山悦子委員

イノシシの被害対策は答弁のとおり頑張ってもらいたい。

二本松市の猟友会からの話だが、アライグマ対策について県の処分方針がはっきりしていないとのことだった。県の処分方針、方法について聞く。

自然保護課長

アライグマは、本来日本にはいない特定外来生物なので、共生ではなく全て駆除することになる。県は平成27年度に防除計画を定めている。計画では基本的に二酸化炭素を用いての窒息処分が望ましいとしている。全国的な流れとして苦しませないで処分するとの方針があり、この方法での処分を定めた。

二本松市の猟友会からは本課にも問い合わせがあったが、誤解している部分もあるようだったので、二本松市とも連携しながら処分方法を詰めていく。

神山悦子委員

京都府では府の数カ所の施設で処分しているようだが、本県では県が処分するのか、市町村が処分するのか。

自然保護課長

本県は処分施設を持っていない。市町村で捕獲、処分を行っている。

古市三久委員

自然保護課だけでなく野生鳥獣捕獲課をつくってほしい。

イノシシは当初5万5,000頭ほどであり、今まで合計で3万頭以上捕獲している。現在数をどれほどと認識しているか。

自然保護課長

平成27年3月に策定したイノシシの管理計画では、26年度には4万7,000～9,000頭、5万頭近くいるとの見込みだった。それを安定生息数の5,200頭まで減らしていくためには年間1万7,000～8,000頭捕獲しなければならないとのことで、計画初年度である27年度は目標を少し下回る1万5,000頭、昨年度は目標を上回る2万6,000頭ほど捕獲した。2カ年を通じるとほぼ計画どおりである。8月の専門委員会では、これだけ被害も出ているので、引き続き捕獲は続けるべきとの専門家の意見があった。侵入防止柵の設置や防除等々の環境整備と合わせた総合的な対策を進めつつ、捕獲にも力を入れていく。

古市三久委員

2カ年で4万1,000頭ほど捕獲しているのであれば、残りは1万頭ほどとなるが、実際はもっとたくさんいると思う。新しく生まれていない前提で、ことし1万頭捕獲すればゼロになる。実際にはどんどん生まれているので、引き続きしっかりと対策願う。

郡山市のマンションにアライグマがいたとテレビで報道していた。市街地にアライグマが出没しているのはかなり危険である。市街地に来たアライグマに対処するための防除対策、住民への対応方法の周知徹底等をどう考えるか。

自然保護課長

アライグマは、平成18年度の調査では8市町村に生息しており、26年度では、浜通りを中心に29市町村まで分布が拡大している。さきに述べたように県でアライグマの防除計画を作成し、市町村が捕獲したら1頭当たり3,000円を補助する制度を県で設け、捕獲に努めている。昨年度は郡山市と南相馬市の2市でこの制度を利用した。県としては多くの市町村に利用してもらいたいので制度の周知を図っている。

アライグマは避難指示区域に多く出没している。環境省が昨年度から捕獲を始め、188頭捕獲している。郡山市や南相馬市などの避難指示区域外でも見つけ次第駆除するとの方針を引き続き市町村に周知し、補助制度の活用について進めていきたい。

古市三久委員

アライグマは凶暴だと聞く。捕獲時にけがをしない対策が必要と思うが、どうか。

自然保護課長

基本的に小さな箱わなで捕獲することとしている。けがをしない対策を周知していく。

古市三久委員

ヒアリを水際でとめるのは土木部である。ヒアリが県に侵入した場合、対処するのは自然保護課だと思う。現在では小名浜港からの侵入はないようであり、水際で撃退するのが最良だが、県内に出没した場合の対策も必要である。考えを聞く。

自然保護課長

ヒアリが国内で発見されたことを踏まえて、速やかに関係部局の主管課を招集し、庁内連絡会議を立ち上げた。相談があった場合は自然保護課を窓口とすることとし、水際対策は港湾課が対応、県内で見つかった場合は害虫なので食品安全衛生課と連携することとした。

水際対策について、コンテナが仙台港や東京から来ているのでなかなか難しい面もあるが、物流に関しても関係部局から周知し、ヒアリが発見された場合すぐに連絡を受ける方針で対処していく。

現在、17件の相談が寄せられている。コンテナがあるところからの相談も数件来ているので、そういった相談も含めて適正に対応していく。

古市三久委員

その17件の相談ではヒアリは確認できなかったのか。

自然保護課長

県内ではまだ確認されていない。

古市三久委員

確認されていないのはよいが、確認された場合の対応についてのマニュアルや関係部局、市町村及び県民等に周知するためのマニュアルはあるのか。

自然保護課長

現在では相談体制のマニュアルのみ作成しており、県が直接対応するためのマニュアルは作成していない。他県における港湾区域以外で発見された例などを参考にしたい。もし発見された場合は、環境省と連携し速やかに駆除する。

古市三久委員

万全の体制をとるために、発見されたときの対応を含めたマニュアルを作成してほしい。また発見された場合はしかるべきところに速やかに周知願う。

(9月29日(金) 企画調整部)

高野光二委員

企画4～6ページの訴訟は、なかなか難しい案件である。借り上げ住宅、仮設住宅からの退去を求めるとのことだが、今の説明のとおり、本人に連絡がとれない実態があればやむを得ないと判断する。しかし、環境省が行っている被災家屋等の解体作業で、受け付けを打ち切った後、住居所有者の家族から本人が認知症で対応できなかったとの相談が数件あったように、避難者本人が状況を認知できず連絡がとれなかった可能性があるのではないか。

この議案は大方了とするが、県が避難者の状況をきちんと把握しているのか疑問が残る。避難者との連絡体制を聞く。

生活拠点課長

所在不明の避難者については、本人との接触を第一として就労先、親族等についても避難元と連携して調査した。もちろん電話だけではなく、訪問して本人に会えなければ親族にも会うなどしてきちんと調査を進めた。3月時点で30件以上の案件があったが、その中でどうしても連絡がとれず、やむを得ず残ったものがこの3件である。

高野光二委員

実態がどうしてもわからずにやむを得ず提訴したのがこの3件とのことだったが、現在応急仮設住宅からの退去について、問題があるのは何件か。

生活拠点課長

未退去の状況について説明する。9月11日時点で、生活再建先が決まっていないのが106世帯、不在となっているのは6世帯である。生活再建先を選定中の方には、いろいろな方がおり、希望する家賃額、保証人の設定などの条件が厳しい中で懸命に検討している方もいれば、具体的な行動を起こしていない方もおり、ケース・バイ・ケースである。今後も粘り強く再建に向けた支援を行っていくが、進捗が期待できない場合は、今回のように第三者を含めた話し合いの場を設けざるを得ないと考えている。

橋本徹委員

この3人は亡くなっている可能性があるのではないかと。

生活拠点課長

調査に当たっては住民票等も調査している。このうちの1人は4月ぐらいまでは連絡をとっていたが、それ以降電話はかかるが応答しなくなった。また、居所はわかるが面会ができず、県からの通知に反応がないといった方もいる。絶対とは言えないが、親族等も調査した結果、亡くなってはいないと思われる。

橋本徹委員

訴えの提起に係る予算は、議案説明資料のどの部分か。

生活拠点課長

当初予算で計上している。

神山悦子委員

この3件の議案は明け渡しを求める最後通告である。この3件の相手の年代を聞く。

また、明け渡しの訴訟に当たって、生活実態がないことの判断根拠は何か。電気料金などの関係なのか。

第51号、第52号は借り上げアパートなので賃貸相当額の支払いも求めることになるが、その金額は幾らか。

生活拠点課長

まず年代であるが、第50号は60歳、第51号は45歳、第52号は34歳である。

判断根拠については、第50号は平成27年度に居住実態がないとのことで相馬市役所で住民票を削除している。住居の状況から生活実態も見られない。第51号は水道、ガスもとめられていて、部屋に残置物が放置されたままであり、生活感がない。第52号は電気、ガス、水道がとめられており生活感がない状態である。

また、賃料相当額は第51号が月4万7,150円で、4月以降の月数となるので現時点では10月分までとなり、7カ月分で3万50円である。これが積み上がっていくことになる。第52号は月6万円であり、前述の計算をすると42万円となる。

神山悦子委員

家族がいない方やひとり暮らしの方がいるようだが、この額を支払うことになった場合、誰に請求するのか。

生活拠点課長

本人に連絡がつけば本人に請求する。連絡がつかない場合は県が支出する。

神山悦子委員

家族に請求することはできないと思う。

賃料相当額は現在7カ月分とのことだが、本人に連絡をとって確定した時点での金額となるのか、それとも金額が膨らんでいくのか。そこはどう判断するのか。

生活拠点課長

今定例会で議決となれば速やかに法的手続を進め、そこで決定された時点で判断していく。

神山悦子委員

重い判断をしなければいけないので、私も事前に事情を聞いた。県が親族に連絡をとり、避難元住所への訪問もしたようだが、どうしても連絡がとれずに最後に残った方だと思う。今回は議決したとしても、これから供与終了を迎える地域もある。このような事態にならないように、前もって丁寧な支援と事前説明、連絡体制をしっかりしてほしい。檜葉町も来年3月で供与終了となるので、大変な問題にならないように、引き続き丁寧な対応を求める。

高野光二委員

新しい生活を始めるに当たって、問題がある世帯が106世帯とのことだったが、今後はそこに対応しなければならない。ことし3月に自主避難者の借り上げ住宅供与が打ち切られて以降は、入居していた方は避難者の扱いにならず、避難者数にカウントされていない。しかしその方々は次の日から生活をしていかなければならない。その実態を県ではどうつかんでいるのか。

避難者支援課長

平成28年10月当時、仮設住宅に入居していた方は県内外含めて約3万6,000人であった。ことし3月に仮設住宅の供与が終了したが、自主避難者はそれ以降も支援対象者として幅広く把握して支援していく。自主避難者と避難指示区域内の避難者とで区別してデータをとっているわけではない。

高野光二委員

幅広く支援することだが、わかるようで曖昧である。先般、避難者から借り上げ住宅の供与打ち切り後の実態を聞いた。それぞれの事情があると思うが、原発事故がなければ避難をしなかった方がたくさんいる。そのような方々が住宅打ち切り後もスムーズに新しい住居に移行できるように、県は家賃補助制度を目玉の一つとして出しているが、それでも対応できない自主避難者がいる。避難者が借り上げ住宅を打ち切られた後はスムーズに新しい住居に移行したのか、そうではなく生活に困窮しているのかをきちんと把握しなければならない。自主避難で他の自治体に世話になっている県民に対し、県として責任がある。

そのような実態について、幅広くという捉え方では私は理解できないが、どうか。

避難者支援課長

自主避難者の把握は昨年度の応急仮設住宅入居者名簿を基本として、見守り活動の形で、必要な方に支援が届くよう努めている。具体的には、県内の避難者に対しては避難元、避難先の社会福祉協議会に設置された生活支援相談員による戸別訪問のほか、こころのケアセンターを初めとした福祉サイドと連携した取り組みを行っている。支援を必要とする方々がアクションしやすいように、今月中旬から相談窓口でチラシを送付したり、避難者情報システムへの登録を呼びかけて

いる。

避難者の多い都県については、昨年度行われた戸別訪問のデータを参考にしながら、県の駐在職員や復興支援員との連携を図り、計画的に戸別訪問をしている。それ以外の道府県については、生活再建支援拠点での相談が課題の解決につながるよう、道府県に対して連携を依頼している。こうした取り組みを通して、県内では生活支援相談員、県外では復興支援員等が見回りを行い、支援の必要な方に対して定期的な訪問を行っている。必要であれば避難先の福祉分野、住宅分野の担当部署等につなぐなどして、避難者の課題解決に当たっている。

高野光二委員

実態は言葉で言うほど簡単ではない。自主避難している生活困窮者には母子家庭、障がい者、高齢者といったさまざまな方がいる。新たに就職するのも難しく、負担を強いられる状況は非常に厳しい。そういったところにも、県としてきちんと支援策を届けてほしい。原発事故での避難者がいる特異な時代だからこそ、制度的に支援していく必要がある。

県議会での知事答弁でも、打ち切り以前は最後の1人まできちんと寄り添って支援していくと述べていた。そうであれば県は避難者に対して新しい支援策を考えるべきである。通常の支援策では救えない部分がある。自治体には生活保護等いろいろな制度があるが、そこまで至らなくても、原発事故による避難という枠の中で、新しい制度での支援も考えるべきである。責任ある立場から答弁願う。

避難地域復興局長

自主避難者に対する引き続きの支援についてである。特に県外自主避難者の把握が難しい。これまでは借り上げ住宅の家賃を県が払っていたので、何人何世帯とある程度把握できていたが、それがなくなったため、人数について問われると非常に難しい。

委員指摘のとおり支援を要する方がたくさんいると認識しており、今回、県内避難者に対して改めて相談窓口の周知、避難者情報システムへの登録要請の文書を発送した。県外避難者についてはこれまでも定期的に文書を発送しており、避難者情報システムに登録すれば情報が必ず届くと通知している。また、全国に26カ所設置した生活再建支援拠点と、避難者が多い都県に配置している本県の駐在職員が、特に支援が必要な高齢者等についてある程度把握しているので、引き続き戸別訪問をしながら、最近の状況を把握するよう努めている。

最終的には各都道府県の福祉部門や、いろいろな民間団体と連携しながら、個別の課題が解決するよう取り組む。

古市三久委員

子ども・被災者支援法の関係である。2015年の改定では、避難指示区域以外からは避難する状況にないので、支援対象区域を縮小または撤廃することが適当となっている。実際には縮小等はなく支援が続いているが、先般、避難指示区域が解除され、また改定から2年経過したこともあり、国は撤廃あるいは縮小する方向で考えている可能性もある。

高野委員からもあったが、最後まで丁寧に支援すると県が考えているのであれば、法改正により支援を縮小、撤廃することがないよう国に要望してほしいが、どうか。

避難者支援課長

県は支援対象者を幅広く捉えて支援していく方針である。今後国の法律がどのような形になるかわからないが、情報収集に努めていきたい。

古市三久委員

河北新報によれば、茨城県の調査結果で最近自殺を考えた方が2割いるそうである。回答者の4割近くはPTSD、心

的外傷後ストレス障害を患っている。被災者の多くがストレスを持ちながら、自殺願望を持つところまで追い込まれているのは大変な状況である。高野委員からもあったように原子力発電所の事故がなければ通常の生活が続いていた。国が避難のエリアを分けたが、皆それぞれ避難している。生活も大変で帰還もままならない。子ども・被災者支援法の当初の考え方、第1条あるいは第2条の理念に沿うように、本県民を初めとした被災者に法が適用されるよう取り組んでほしい。

情報収集はもちろんだが、本県内外の避難者の状況を十分に認識しながら、対象区域の撤廃、縮小がないよう国にしっかりと意見してもらいたい。再度答弁願う。

避難者支援課長

自殺の話があったが、避難生活が長期化することでいろいろな課題が出てきている。戸別訪問や相談体制を充実させて避難者支援に当たる。

子ども・被災者支援法については情報収集と述べたが、必要ならば国に対して意見していく。

橋本徹委員

応急仮設住宅の供与期間の1年延長と家賃賠償との格差について聞く。

さきの局長説明でも応急仮設住宅の供与期間が1年延長との話があり、平成31年3月までとのことだったが、家賃賠償は来年3月までである。対象を合わせてほしいと地元から要望があった。居住形態の格差もあり、高齢者等の生活弱者が多数いるので、家賃賠償を1年延ばしてほしいとのことであったが、県の考えを聞く。

原子力損害対策課長

委員指摘のとおり地域や被害者の状況はさまざまである。家賃賠償については、東京電力では平成27年6月に閣議決定された指針の改訂に基づいて、事故後6年に相当期間を加えて来年3月までとしている。また、事故時点で避難指示区域に住所があった方については、家賃賠償のほかにも住居確保損害の賠償が認められている。

家賃など住まいの確保に係る賠償については、国や東京電力に対して、地域の実情等を踏まえた対応をするよう求めている。

橋本徹委員

引き続き国及び東京電力に強く申し入れてほしい。古市委員からもあったが、原発事故がなければこういった事態にはならなかった。実情に鑑み、1年間応急仮設住宅の延長をするのであれば、国にしっかりと対応を求めてほしい。

神山悦子委員

局長説明では、檜葉町は今年度末で応急仮設住宅の供与が終了し、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町は1年延長して平成31年3月までとのことだった。これは延長ではなく終了であり、延ばしたとはいえ、ここで打ち切るということである。どちらにしても終了には変わりはなく、時期が違うだけである。そういった認識で臨まなければならない。延長というといかにも延ばしたように見える。それなりの努力はあったと思うが、少し認識が違うと述べておく。

そして、避難指示が解除されて、住宅の供与を打ち切られた避難者の状況もほかの委員からあったとおりである。福島大学がことし2月に調査を行い、いろいろな実態がわかっている。また、5月25日の東日本大震災復興特別委員会での参考人意見では、よりそいホットラインの実情として、被災地住民の自殺が多いと述べている。私も実態を知って本当に驚いている。全国では40歳代の自殺が多いが、被災3県では30歳代の自殺が多い。そして相談相手がいない人が半分以上であり、病気がある人が70%である。精神的に病んでいる人もおり、自殺願望がある人が半分以上いる。全国でも自殺者はふえているが、被災3県、特に本県は最も顕著にふえている。

生活支援相談員を配置し、復興住宅にはそれ以外の支援員を配置したとのことであるが、戻った人への支援も必要である。避難者数の数え方と支援のあり方を含め、その人たちに寄り添わなければいけない。みずから命を絶つ人もふえるかもしれないし、本当に避難者は希望を持たずに追い込まれていると思うので、実情をきちんと明らかにした上での対応が必要である。これから応急仮設住宅の終了を迎える地域の住民、帰還した住民に対しても支援が必要だが、ただ支援員を配置するだけでは実情は見えてこないと思う。考えがあれば聞く。

避難者支援課長

避難生活が長期化する中で課題が個別化、複雑化してきている。復興支援員による戸別訪問や生活再建支援拠点での支援を丁寧に行っていく。県内に帰還した方については、さきに述べたとおり、避難元の市町村や、社会福祉協議会の生活支援相談員による見守り等のいろいろな体制があるので、そういった相談体制などをしっかりサポートしていく。

神山悦子委員

古市委員からもあったが、子ども・被災者支援法が改悪されないように努力願う。制定当時の理念を生かすのが肝心である。

けさのニュースで、福島第一原発の水位計の設定誤りが報道された。東京電力の対応が余りにもずさんで、賠償にもきちんと応じていない。そういったことがいろいろとあるので、東京電力は信用できないと改めて思った。福島第一原発が安定しなければ帰還できないので、そこをよく踏まえての対応を願う。

風力発電について聞く。きのうは生活環境部に環境アセスメントについて聞いた。いわき地区、阿武隈山系にどんどんつくられていく計画があって、19カ所、300基ほど予定しており、遠野地区には60基以上つくられる予定である。3つの事業計画アセスメントが出されて、事業者が全て別である。早いところは今週末に、1回目のアセスメントについて意見を出すとのことだが、今まで県内では風力発電の複合的な環境影響について例がない。

本会議の答弁を聞く限り、県は再生可能エネルギーを進める立場なので余り規制をしないようだが、一定のルールづくりをしない限り、事業者にどんどん建てられてしまう。例えば、地域で2km圏内に風車の設置を受け入れた場合、別の事業者が2km圏内にもう1基つくり、さらに別の事業者がもう1基つくと近くに3つの風力発電施設ができることとなる。低周波音、土砂崩れの問題もあり、環境が激変してしまう。尾根伝いを全く利用できなくなるとの話もある。合意形成が必要であり、つくるだけでよいのか。

私は全てに反対ではないが、風力発電事業について住民合意を基本とすることと、人家から離れている等の環境に影響がない場所にしかつくりたくないといったことについて、県がしっかりとルールづくりをすべきと思うが、どうか。

エネルギー課長

風力発電の関係だが、委員指摘のとおり県が把握しているだけでも300基以上の計画が出ている。県は再生可能エネルギーの推進を図っていくが、許認可等を含めた現行の規定等をしっかりと守ることが大前提である。また、復興のための再生可能エネルギーなので、地域住民の十分な理解が必要である。

本会議でも答弁したが、それぞれのアセスメントを初めとして、許認可等は法令を守った上で行う。経済産業省が設置に当たってのガイドラインを示しており、地域住民ともしっかりとした協力関係を築くこととなっている。県も事業者に対してそういったことを事あるごとに要請してきており、これからも要請していく。

神山悦子委員

遠野地区に予定されている3つの事業所のうち、1つは外国資本である。そういったものがどんどん入ってきている。県がいろいろと意見しても、現法令にのっとって申請されればどんどん認められることになる。今の答弁では立地基準に

のっとして許認可を行うとのことだが、さきに述べたように集中して立地する場合に住民に被害を与えないルールづくりを県がすべきである。そうしないと法律に基づいているとはいえ、集中立地が可能になってしまう。今後の検討を願う。

小林昭一委員

先日、ジャパンパラ陸上競技大会があづま球場で開かれた。大会ごとに課題や問題点が出てくると思う。2020東京オリンピックでの野球・ソフトボール大会を目前にしているので、課題等について今後に生かしていくよう願う。

古市三久委員

国家公務員宿舎セーフティネット使用貸付契約書の第12条は、どのような意味か。

生活拠点課長

国家公務員宿舎の継続供与は、ことし3月の応急仮設住宅の供与期間終了後に、当該宿舎以外に住まいの確保が見込めない方を対象に、国と協議の上、所定の貸し付け料を負担してもらい、例外的に現在の宿舎で入居を継続するものである。

契約書の第12条は、貸付物件が天災その他の事由により損壊し、第三者に損害を与えた場合に賠償の責を入居者が負うとの規定である。

古市三久委員

この第12条は、天災等で第三者に被害があった場合に、入居者である避難者が賠償金を払う内容である。どの法律を根拠にこの条項をつくったかはわからないが、これはやり過ぎではないか。いつも県は県民に寄り添うと言っているのに、このような条項をつくるのはどうか。

生活拠点課長

国家公務員宿舎は国の財産であり、使用目的が法律で決まっている。賃貸を目的とした一般的な民間住宅とは異なっている。本県は県の財産管理規定に基づき、標準書式を使用して契約書を作成している。この標準書式では甲乙どちらの責めにもよらない場合については、契約の相手方が賠償費用を負担するものとしている。いずれにしても、本契約に疑義が生じた場合には協議するので、実際に第三者に被害があった場合にこの第12条の条項のみを根拠にして入居者に補償義務を負わせることはない。十分に協議、調整して対応する。

古市三久委員

原発事故の被災者、県民に対して県が仲立ちをして住宅を確保している。それなのにこのような条項を加えるのは不適切である。入居者は皆、天災があれば賠償しなければならないのかと不安に思っている。答弁では疑義があった場合に協議することになっているが、立場は県のほうが強い。入居者が納得する文言に改正するか、第12条を削除すべきと思うが、局長の答弁を願う。

避難地域復興局長

課長答弁のとおり、この条項は県有施設を貸す場合の標準書式にのっっている。第三者に損害を与えた場合にその賠償を入居者が負う形になっているが、その後の文言で、県がかわってその責任を果たしたときは求償することができるとしている。そういった場合はさきの答弁のとおり協議をすることになるので、入居者の状況、管理の状況を踏まえながら判断すべきと思っており、不安に対して丁寧に説明をしながら対応していく。

古市三久委員

言っていることはわかるが、これは原発事故による緊急避難的な入居である。通常の契約ではない。一般人ではなく避難者が入居している。それをしっかりと踏まえて、避難者に無用な不安を与えない契約書にするべきである。丁寧な対応をしようと言っているが、これは丁寧ではないと思う。原発被災者が安心して生活できるように、文言の修正を強く求める。

次に、再生可能エネルギーの問題である。

2040年までに本県の1次エネルギーの全てに相当する再生可能エネルギーを創出する計画になっている。インターネットでは、本県がエネルギーの全てを自給自足する予定と書かれているサイトもあるが、そうではなく、本県のエネルギー消費量の100%を再生可能エネルギーでつくり出すとのことである。

原子力発電所の事故が起きて、そういった方針を立てたのはよいが、本県でつくった電気を本県で使うという目標をしっかりと立ててほしい。本県でたくさん電気をつくれれば収入があって経済が活性化するかもしれないが、本県が今の経済状況になったのは原発事故のためである。目標としては原発の電気は使わないとか、今までは東京に送る電気をつくっていたので、これからは地産地消で賄うといった内容になる。再生可能エネルギー先駆けの地とのことで計画をつくっているが、2040年度までに100%自給できるか否かは別にして、つくった電気の5割は本県で使うなどと書かないと、何のためにやっているのかわからず、東京に電気を送るためにやっているのかということになる。

本県のエネルギーの何割かを自給自足できるように計画を見直してほしいが、どうか。

エネルギー課長

県として、地産地消に向かっていきたいという気持ちは再生可能エネルギー推進ビジョンでも再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランでも述べているが、現実的には、東京電力、東北電力（株）が県内に送電線を走らせており、そこにつないでしまうと現行の仕組みでは難しい。

取り組みの一例としてスマートコミュニティがある。これは一定の閉じたエリア内で発電し、その電力をエリアに含まれる各家庭や工場が使う仕組みであり、導入の取り組みを始めている。規模は小さいが、そういったところから地産地消に向けて取り組んでいきたい。

古市三久委員

電気には色がついていないから、送電線をつないでしまうとどこに行くかわからない。阿武隈地域の風力発電の電気は全て東京に行ってしまう。それでは原発と同じである。原発と同じ送電線を使うので全て東京に送ってしまうことになる。今述べたさまざまな取り組みをもう少し考えて、地産地消ができるようにしっかりと見直しをしながら、県民に伝わる取り組みにしてほしいと強く述べておく。

吉田栄光委員

爆発的な技術革新でもあれば別だが、現在の再生可能エネルギーは安定化できない。蓄電についてもそうである。今の答弁であるが、入り口を間違えたら地産地消は不可能である。そこをしっかりと言わないといつまでもこの話は堂々めぐりになる。基本的に今の技術レベルでは再生可能エネルギーは安定しない、送電できない、使えない。その点を踏まえてもう一度答弁願う。

エネルギー課長

さきの答弁で一例として述べたが、舌足らずであった。現実的には、各家庭で安定して電気を使うことになれば、現時点では電力会社の電気を活用しないと難しいと認識している。地産地消に向かう段階で、技術的に克服が可能かも含めて検討していく。

古市三久委員

再生可能エネルギーが不安定なのは当然である。風が弱ければ発電ができない風力発電は極めて不安定である。そして計画出力を出すには10～20mの風が吹かなければならない。阿武隈地域は風速が5、6mなので計画出力の8分の1しか電気が起きない。そして風が強いと風力発電はとめるしかない。風力発電の電気は不安定なので、電力会社は必要としない。FIT制度があつてつながなくてはいけないから行っているだけである。極めて安定している電源は、火力発電、水力発電であり、もちろん原子力発電も含まれる。再生可能エネルギーを本当に安定的に使うのであれば、バッテリーを使わなければならない。ところがバッテリーには相当費用がかかる等の問題があつてなかなかうまくいかないのが実態である。

東京電力に風力発電の電気を送っても、東京電力全体からすればわずか数%である。だから影響がないといえないが、そのような不安定さが再生可能エネルギーにはある。2040年までに100%となっているが、なかなか難しいと判断している。県はしっかりと考えて情報発信すべきであり、風力発電の問題についてはエリアをきちんと決めて、県民の健康被害等の問題が出ないように、しっかり取り組んでほしい。

神山悦子委員

原発もともと不安定である。定期点検時は火力発電所で賄っていた。国のエネルギー基本計画がベースをどこに置くかであるが、割合が違うだけの話である。海外行政調査で視察してきたが、ドイツでは国としてきちんと再生可能エネルギーに取り組んでいる。日本はこれだけ自然が豊かなので、水力発電、風力発電等いろいろなものを組み合わせれば、技術的にはまだまだかもしれないが十分な効果を上げられる。

本県は原発事故を受けて、2040年に100%自給を目指すという、ヨーロッパにも世界にも通じる目標を掲げている。だからここで範を示す、モデルを示すことが一番問われている。ここで始めないと国全体も変わらない。先進国の手法を反映させる等のやり方も含めて、開発先進県を目指すべきである。国のベースロード電源の見直しも問題だが、国がどうであれ、県として研究を重ね、技術開発もして、いろいろな施策を展開することが必要と思うが、どうか。

エネルギー課長

エネルギー計画であるが、国でも見直しが始まったと認識している。国全体の計画については、本県が受けた事故の現状、教訓等を踏まえて、しっかりと責任を持って検討してほしいと考えている。

2040年までに、再生可能エネルギーの発電量を県のエネルギー需要量相当とする目標に向かってしっかりと取り組む。